

2021年7月9日

お客さま各位

帯広信用金庫

## 預金残高1万円未満の預金口座の解約手続きにおける「印鑑不要化」について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、令和3年7月20日（火）より、個人および個人事業主のお客様を対象に、預金残高10,000円未満の口座解約手続きについて、ご通帳および顔写真付き本人確認書類のご提示により、お届印の押印を不要とし、ご本人さまの署名のみで解約できるよう手続きを簡素化いたします。

### 記

対象となるお客さま	・個人および個人事業主の方
対象となる預金種類	・普通預金（決済用普通預金、総合口座、通帳レス口座を含む） ・貯蓄預金 ・納税準備預金
対象となる要件	・預金残高が、10,000円未満の場合
ご提示いただくもの	・ご通帳（通帳レスの場合は、スマホ画面を提示） ・キャッシュカード（発行している場合のみ） ・顔写真付公的本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） ※未成年者名義の預金口座の場合は、親権者さまの顔写真付公的本人確認書類、および預金者さまの公的本人確認書類（健康保険証等）をご提示いただきます。
取扱店舗	・全営業店窓口
取扱開始日	・令和3年7月20日（火）

※従来どおりご通帳およびお届印での手続きもお取扱いいたします。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

